

<本年度の重点>

所属感や連帯感がもてる集団をつくり、互いの人権を尊重し合う児童を育てる。

1 山室小学校いじめ防止基本方針について**(1) 策定の目的**

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立山室小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「富山市立山室小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

2 本校のいじめの実態と課題について**(1) 本校の実態**

- ・いじめの内容として、相手のことを考えない不用意な発言が多くありました。また、児童が腹を立てて、友達を叩いたり悪口を言ったりするいじめが複数件ありました。そのようなときには、ケース会議を開き、教職員が一体となって対応しました。

(2) 本校の課題

- ・いじめにつながる可能性のある悪口や冷やかし、からかい等、友達の心を傷つけるような言動が見られるので、言語環境に留意した教育活動に努める必要があります。また、相手の気持ちを思いやる心情や態度を育むための道徳科教育の徹底、指導の工夫にも取り組む必要があります。
- ・SNSを使っている子供がいるので、ネットモラルに関する指導をしっかりと行う必要があります。また、保護者に対しても危機意識を高めるための啓蒙を図ります。
- ・ネットゲームをする子供同士で、仲間外れや悪口、ゲーム内アイテムのやりとり等のト

ラブルがあり、ネットゲームをする際のルールやお金の使い方、持ち物の管理等を指導するとともに保護者に対しても子供の持ち物や行動に注視してもらうように働きかけます。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、「いじめをしない、させない、許さない態度」の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるよう改善に努めます。

※参照【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く、目線は低くして子供たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照①【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

②【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

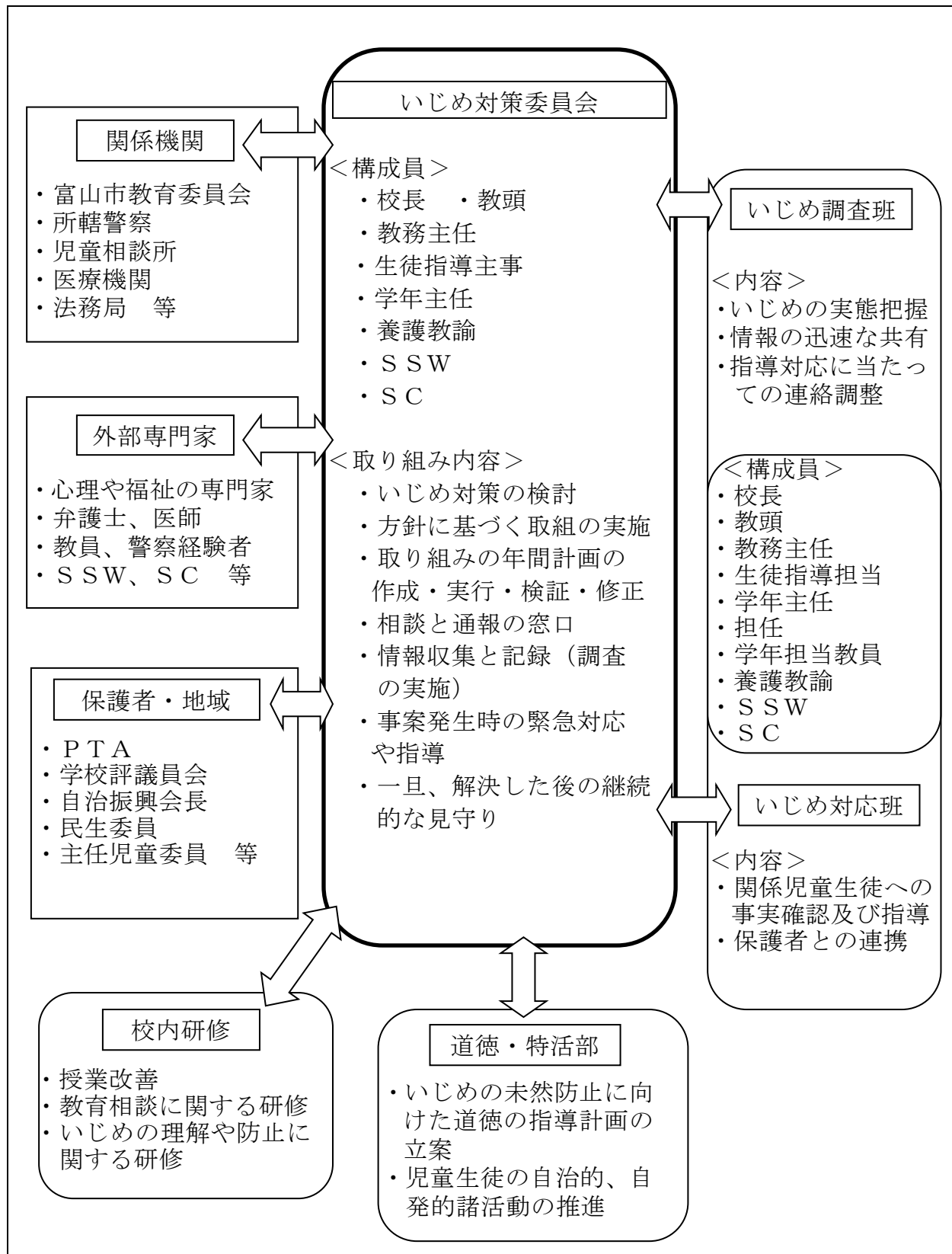
- ・関係している子供への聴き取りやアンケート調査等を行い、速やかに事実関係の確認を

行います。

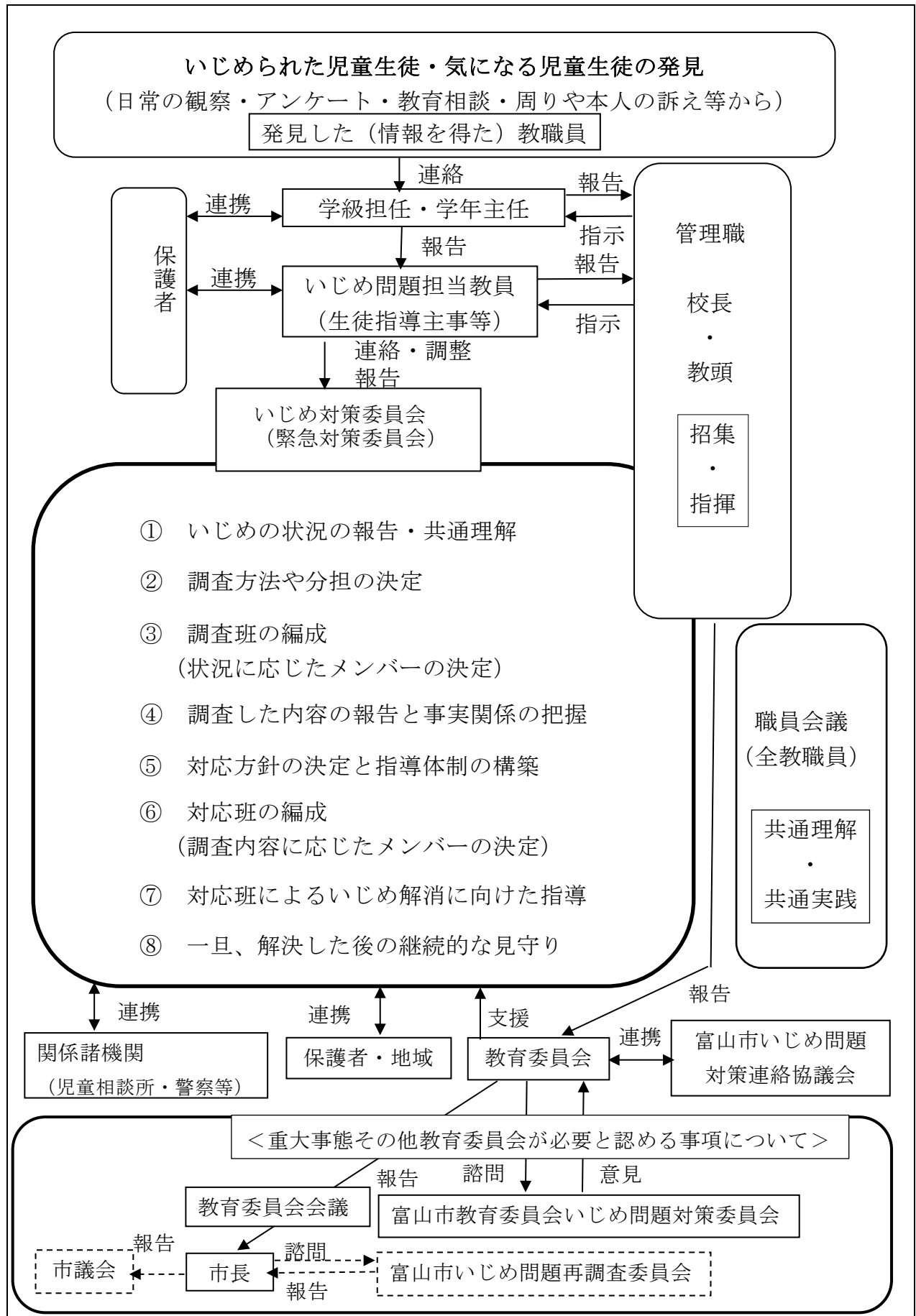
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援をします。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言をします。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話、スマートフォンのメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図 1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第 22 条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	いじめ対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会議	PTA 総会での保護者啓発	事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施	いじめ問題に関する職員研修会①	
未然防止への取組	いじめ実態把握調査	①学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習・校外学習等)			
早期発見への取組		縦割り活動を通しての人間関係づくり (異学年交流)	児童会による未然防止に向けた自治活動 (委員会活動)		
		学校生活アンケート	教育相談週間		
			保護者学校評価アンケート		

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施		いじめ問題に関する職員研修会②		いじめ対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (学習発表会・校外学習)						
	縦割り活動を通しての人間関係づくり (運動会)						
	児童会による未然防止に向けた自治活動 (委員会活動)						
早期発見への取組	学校生活アンケート	教育相談週間	「人権週間」への取組	学校生活アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート
			保護者学校評価アンケート		教育相談週間		

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

第1号の例示 ○ 児童生徒が自殺を企図した場合

○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

○ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

※ 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」(国の方針より)

② 重大事態の疑いがあると認められる事態の報告(法第30条第1項)

学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。

③ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査

・市教育委員会は、学校から重大事態の疑いがあると認められる事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断します。

※ 「なお、第28条で、組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である。」(国の方針より)

④ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織

・市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。

・市教育委員会が主体になる場合、この組織の名称を「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」とし、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるも

のとします。

- ・市教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くこととします。
- ・学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。
- ・いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ対策委員会」等の対応組織が調査を実施する場合、調査資料の分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もあります。

⑤ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって

- ・学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告してもよいこととします。
- ・調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
- ・調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。
- ・調査の実施は被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める必要があります。
- ・被害児童生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進める必要があります。
- ・加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保する必要があります。
- ・市教育委員会、学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要があります。
- ・法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ防止対策委員会の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う必要があります。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられます。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

(2) 調査結果の提供及び報告

第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・調査の進捗状況について、被害児童生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努めます。
- ・調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童生徒とその保護者と確認します。
- ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童生徒又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を広告します。また、その際に、児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。
- ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の児童生徒又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
- ・加害児童生徒及びその保護者に対して、被害児童生徒、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。
- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断します。
- ・学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行います。

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。なお、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
- ・上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者の所見をまとめた文書の提

出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。

(※ 教育委員会及び学校は、このことをあらかじめ被害児童生徒とその保護者に伝えます。)

5 いじめ防止に関するその他の事項

(1) 「富山市いじめ問題対策連絡協議会」について（法第14条第1項関係）

① 学校教育の関係者、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、並びに当該機関及び団体相互の連絡調整を行うものとします。

② 協議内容は、富山市のいじめ問題に対する施策に反映していきます。

(2) 「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」について（法第14条第3項関係）

学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置し、法第1条に規定するいじめ防止等の対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとします。

(3) 「富山市いじめ問題再調査委員会」について（法第30条第2項関係）

学識経験のある者その他市長が必要と認める者による「富山市いじめ問題再調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調査審議するものとします。

(4) 「富山市いじめ防止基本方針」の見直しについて

「富山市いじめ防止基本方針」は、諸処の動向を勘案して、毎年度見直しを図り、必要があれば改訂することとします。

- ① 平成25年 3月制定
- ② 平成27年 3月改定
- ③ 平成29年10月改定
- ④ 令和 5年 8月改定